

(別紙)

## 都道府県保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱

### 1 目的

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所の実習施設で実習指導者の任にある者又は将来これらの施設の実習指導者となる予定の者、もしくは上記養成所において実習指導の任にある者に対して、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、また、看護師2年課程通信制の特性及び学生の特徴を理解し、教育的配慮を行うために必要な知識・技術を修得させることを目的とする。

### 2 実施主体

本講習会の実施主体は都道府県とする。

### 3 講習期間及びその設定

- (1) 講習の期間は計8週間(240時間)とする。
- (2) (1)の期間の設定に当たっては、地域の実情に応じて2回から4回程度に分割した期間を設定するものとする。

### 4 実施場所

各都道府県の決定による。

### 5 受講資格

- (1) 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所の実習施設で実習指導者の任にある者
- (2) 将来、(1)の実習施設の実習指導者となる予定にある者
- (3) (1)の養成所で実習指導の任にある者

### 6 受講者数

受講者は、原則として1か所40人以上とする。

### 7 講習科目

講習科目は別添1の講習科目、別添2の講習科目の科目の目標及び内容を参考とするものとする。

なお、講習会科目のうち、専任教員養成講習会のeラーニング科目を活用する場合は、別添3を参考とすること。

## 8 教室の確保等講習会開催に当たり留意すべき事項

- (1) 講習期間中、専用に利用できる教室が確保できること。
- (2) グループワークをするための部屋（演習室）を確保できることが望ましいこと。
- (3) 必要な図書を有する図書室を利用できること。
- (4) 教室等は採光、換気等が適当であり、学習環境について配慮が払われていること。

## 9 講習会担当者

本講習会の運営等を担当する都道府県職員は、原則として看護教員養成講習会、実習指導者講習会等の受講者で専任教員及び実習指導者の経験を有するものとする。

## 10 講師

- (1) 講習科目を教授できる講師を確保するものとする。
- (2) 教育に関する科目については、大学教授又はこれに準ずる者が教授するものとする。
- (3) 看護に関する科目、実習指導に関する科目、看護師2年課程通信制に関する科目については、看護師等学校養成所の副学校長、教務主任又はこれに準ずる者が教授するものとする。

## 11 運営等

- (1) 修了の認定については、受講者の出席状況に加え、eラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修了を認めることが望ましい。
- (2) 講習会修了者には、修了証を交付すること。
- (3) 受講者名簿、修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、主催者が適切に保管すること。
- (4) 講習会の終了後1か月以内に、次の事項を記載した実施報告を本職あて提出すること。
  - ア 実施要綱
  - イ 受講者数及び修了者数